

# 飯野まさたけ 県政レポート

〒247-0056  
鎌倉市大船1-9-1-2F  
電話 0467-84-9697  
FAX 0467-84-9698

県政レポート 2021年9・10月号 Ver.2  
編集・発行 立憲民主党・民権クラブ鎌倉市政務活動事務所



デルタ株が首都圏では98%を超え、ほぼ置き換わったといわれている今日、感染症拡大に伴い、9月1日から12日まで、神奈川県では「**緊急事態宣言実施区域**」が延長されることとなりました。そして、8月27日に神奈川県議会臨時会が開かれ、**協力金第14弾や酒類販売事業者支援給付金・中小企業支援給付金の延長**、保育園や幼稚園、小学校などに通う園児・児童ら約77万人に**抗原検査キット**を送るための経費などを内容とする**約385億円の補正予算**が審議され全会一致で可決しました。

**デルタ株のまん延**により、**子どもたちへの感染拡大が危惧**されており、また、感染拡大に伴い**医療崩壊の危機**が迫っているといわれています。ただ批判するだけでなく、**具体的な提言をしていくことに注力**して参ります。

## 新型コロナウイルス感染症の影響に対する個人、世帯向け支援一覧 (相談窓口) 21.9.4時点

### 個人・世帯向け

新型コロナの影響で生活に困っていて相談したい	生活支援総合相談窓口	県が、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する方を対象に、くらし、すまい、しごとの相談を <b>ワンストップで受付中</b>	生活支援総合相談窓口 平日9時～17時 電話:045-285-0647 (直通) FAX:045-210-8859
<b>NEW</b> 総合支援資金の <b>再貸付を終了</b> 、または <b>再貸付が不承認</b> の場合	新型コロナウイルス感染症 <b>生活困窮者自立支援金</b>	<b>緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯(注)で、以下の要件を満たすもの</b> (1) 収入要件/収入が◎の合算額を超えないこと(月額) ◎市町村民税均等割非課税額の1/12 ◎生活保護の住宅扶助基準額 (2) 資産要件/預貯金が◎の6倍以下であること(ただし100万円以下) (3) 求職等要件/以下いずれかの要件を満たすこと ・ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと ・就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと <b>【支給額(月額)】</b> 単身世帯： <b>6万円</b> 、2人世帯： <b>8万円</b> 、3人以上世帯： <b>10万円</b> ※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との <b>併給可能</b> 。 <b>【支給期間】</b> 7月以降の申請月から3か月 <b>(申請期間は11月末日まで延長)</b>	厚生労働省生活困窮者自立支援金コールセンター 0120-46-8030 受付時間：9～17時(平日のみ) 鎌倉市生活福祉課援護担当 <b>0467-23-3000</b> (内2357) ▽(注)◎総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/8月までに借り終わる世帯(再貸付期間中に辞退した結果として、8月までに終了となった場合を除く)◎総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯◎総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯
休業・失業等で生活資金に不安	住居確保給付金 緊急小口融資 総合支援資金(生活支援費)	家賃相当額(上限あり)を支給 最大 <b>20万円</b> を貸付 <b>月15万円以内</b> (単身世帯)を貸付 <b>月20万円以内</b> (複数世帯)を貸付	インクル相談室鎌倉 0467-46-2119 鎌倉市社会福祉協議会 0467-23-1075 個人向け緊急小口資金総合支援資金相談 コールセンター 0120-46-1999 ※ただし、総合支援資金の <b>初回貸付・再貸付</b> については、令和 <b>3年11月末日までに</b> 総合支援資金の初回貸付を申請した世帯をもって終了する
貸付してもらったが返金が困難	緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の <b>償還免除</b>	償還免除は、資金種類ごと一括して実施。 ◎ <b>緊急小口資金</b> 、◎ <b>総合支援資金の初回貸付分</b> 、◎ <b>総合支援資金の延長貸付分</b> 、◎ <b>総合支援資金の再貸付</b> ◆借受人と世帯主が <b>住民税非課税</b> であれば、 <b>償還免除の対象</b> ※そのほかの世帯員の課税状況は問わない	
低金利で貸付してほしい	勤労者生活資金貸付	市内に居住または勤務する勤労者の方向け(増改築費、冠婚葬祭費、医療費、教育費、新型コロナウイルス感染症対策費(生活に苦慮されている方の生活費))など	鎌倉市市民防災部商工課 0467-61-3853 中央労働金庫大船支店 0467-46-6291(代表)
休業中に賃金を受け取れなかった方	休業支援金・給付金	事業主が休業させ、休業期間中に賃金を受け取れなかった方。平均賃金の <b>60%～80%</b> (上限あり)	休業支援金・給付金コールセンター0120-221-276 平日/8:30～20:00、 土日祝/8:30～17:15
業務・通勤な	労災保険休業	平均賃金の <b>80%</b> 補償	労働基準監督署(藤沢労働基準監

事業者向け

<p><b>対象月 が追加</b></p> <p>中小企業 向け</p>	<p>神奈川県 <b>中小企業等 支援給付金</b> (酒類販売事 業者等<b>以外</b>の 事業者)</p>	<p>【対象】7月から9月までの期間に、売上が50%以上減少し、国の月次支援金を受給した県内の中小企業等(県独自に支援金を<b>上乗せ</b>して給付) 【給付上限額】中小企業等/月5万円(定額) 個人事業主等/月2.5万円(定額) 【受付期間】4月~6月分は郵送・電子ともに:7/1~10/31、7月~9月分は電子9月下旬(予定)~1/31、書類は9/1~1/31</p>	<p>支援給付金コー ルセンター <b>045-900-5907</b> &lt;受付時間&gt;月 曜から金曜(祝 日は除く)9時か ら17時</p>
<p><b>上乗せ 対象拡大</b></p> <p>酒類販売 事業者向 け</p>	<p>神奈川県 <b>酒類販売 事業者 支援給付金</b></p>	<p>【対象】7月から9月までの期間に、売上減少率が①90%以上、②70%以上90%未満、③50%以上70%未満、④30%以上50%未満、2ヵ月連続で15%以上の県内の酒類販売業免許または酒類製造免許を取得している県内の中小法人等又は個人事業者等※<b>国の月次支援金を受給していなくても受給可能</b>(県独自に支援金を<b>上乗せ</b>するほか、月次支援金の要件を緩和して<b>支払対象を拡大</b>して給付) 【給付上限額】中小法人等/月60万、月40万円、④月20万 個人事業主等/月30万、月20万円、④月10万 ※<b>上限あり</b> 【申請受付期間】4月~6月分は郵送・電子ともに:7/1~10/31、7月~10月分は、郵送・電子ともに9/1~1/31</p>	<p><b>酒類</b> <b>中小</b></p>  <p><b>new</b></p>
<p>売上が前 (々)年 比半減</p>	<p>緊急事態措置 又はまん延防 止等重点措置 の影響緩和に 係る <b>月次支援金</b></p>	<p>【対象】緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が減少した中小法人・個人事業者 ・2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少 ※協力金の支給対象者は給付対象外 【支給額】中小法人等 上限20万円/月 個人事業者等 上限10万円/月 【申請期間】(7月分)8/1~9/30 (8月分)9/1~10/31 (9月分)10/1~11/30</p>	<p>月次支援金 事務局 相談窓口 0120-211-240 受付時間 8:30~ 19:00 (全日)</p> 
<p>県からの 要請で 休業</p>	<p>新型コロナウ イルス感染症 <b>拡大防止 協力金 (第14弾)</b></p>	<p>【期間】9/1~9/12 【対象】通常20時から翌朝5時までの時間帯に営業し、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗(酒類又はカラオケ設備を提供する店舗を含む) 【交付要件】酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等の休業(酒類の店内持込みを含む)。※酒類及びカラオケ提供を終日停止すれば5時~20時までの間は時短営業可能。 ※通常5時~20時の時間帯のみの営業でも、酒類又はカラオケ提供している店舗は、休業すれば協力金の交付対象 【協力金】 <b>令和元年又は令和2年の時短要請月(9月)の1日当たりの売上高を基に計算</b> ●売上高方式/10万円以下/日の店舗:4万円/日 10万円超~25万円以下/日の店舗:上記売上高×0.4/日 25万円超/日の店舗:10万円/日 ●売上高減少額方式/売上高減少額×0.4/日(上限20万円) 【申請受付期間】<b>詳細未定</b></p>	<p>協力金 (第13弾・第14弾) コールセンター <b>045-522-2431</b></p> <p>月曜から金曜(祝日 は除く)9時~17時</p> 
<p>県内の飲 食店向け</p>	<p>神奈川県感染 防止対策用 <b>アクリル板・ サーキュレー ター等の貸出</b></p>	<p>アクリル板、サーキュレーター、CO2濃度測定器を無償貸出 ※加湿器受付終了 【対象】飲食店営業許可書を有する事業者限定 【貸出期間】6週間/貸出期間終了後、4分の1の価格で購入または返却を選択 ※購入いただく場合の価格 アクリル板750円、サーキュレーター1,300円~2,400円、CO2濃度測定器3,500円~3,740円 ※事前申し込み必要。電話orホームページより電子申請も可能。</p>	<p>横浜会場 080-7486-6356 平日9:30~12:00/ 14:00~16:00 <b>横須賀会場</b> 046-813-1275 平日9:30~12:00/ 14:00~16:00</p>
<p>県内製造 の製品販 売促進</p>	<p>かもめ クーポン</p>	<p>神奈川県内の工場・工房で製造された、希望小売価格等が<b>3万円以上(税抜)</b>の完成された製品・商品(※)を対象に、割引を支援するクーポン ※部品部材は除く。</p>	<p>&lt;神奈川かもめクー ポン事務局&gt;事業者 向け045-316-2681 平日9:30~17:30</p>

**第11弾・第12弾  
申請受付中、第13弾は  
9/3受付開始**  
(第11弾→9/17まで)  
(第12弾→10/15まで)  
(第13弾9/3-11/12まで)

臨時会における取組

8月27日に開催された臨時会において、防災警察常任委員会にて質疑を行いました。内容は次の通りです。  
①知事の「ロックダウン的な強い措置」発言に対する具体的な実現方法  
②デルタ株の実態等に係る積極的な情報発信による県民の行動変容促進策について  
②の提言に当局が応え、デルタ株の感染性などについて、**県のたより9月号トップページ**に特集記事として掲載されました。



県のたより  
9月号1面  
より引用⇒

